

「母子家庭の母等」とは

- ① 20才未満の子若しくは一定の障害がある状態にある子を扶養している配偶者のない女子
- ② 精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者を扶養している女子

をいいます。なお、配偶者のない女子には、次のような方が含まれます。

- 配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていないもの
- 離婚した女子で、現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が明らかでない女子
- 配偶者から遺棄されている女子
- 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- 婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの

「寡婦」とは

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの

お問い合わせやご相談は

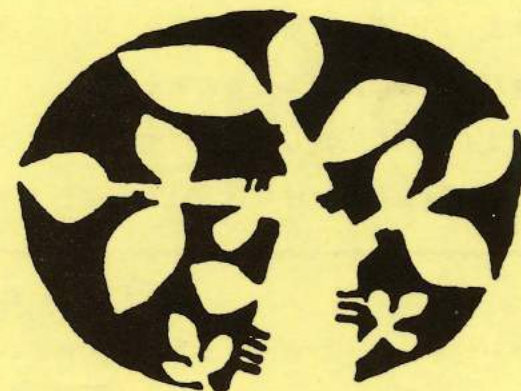
リーフレット

No. 218

仕事をしたい
母子家庭の母等・
寡婦のみなさんへ

事業主のみなさんへ

昭和59年度



労働省婦人少年局

リーフレットNo.196

仕事をしたい方の利用できる窓口や制度

公共職業安定所

●仕事につくために… 職業相談・職業紹介

公共職業安定所では、専門の相談員等が就職についてのきこまかな相談・指導を行い、適性や希望にあった事業所への職業紹介に努めています。

●技能を身につけるために… 公共職業訓練

仕事につく前に技能を身につけることが必要と公共職業安定所が認めた場合には、**公共職業訓練施設**（各種学校等へ訓練を委託する場合もあります。）において、専門の指導員のもとで、職業訓練を受けることができます。

科目：家政科 経理事務科 インテリア・サービス科 製図科
軽印刷科 販売科 トレース科など

（ただし、科目は地域により異なります。）

期間：6ヵ月～1年（委託訓練の場合は3ヵ月程度）

費用：無料 なお、母子家庭の母等で所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当（平均月額106,570円。ただし、金額は地域等の要件により異なります。）が支給されます。

●仕事や職場環境になれるために… 職場適応訓練

公共職業安定所が必要と認める方は、就職に先立って仕事や職場環境になれるために、**事業所内**で訓練を受けることができます。

期間：6ヵ月

費用：無料 なお、母子家庭の母等で所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当（平均月額106,570円。ただし、金額は地域等の要件により異なります。）が支給されます。

婦人就業援助施設

●仕事についての相談のために… 就業相談

就業についての相談に応じ、また就業に関する情報を提供しています。

●短期間で技能を身につけるために… 技術講習

就業に必要な技術や知識を身につけるための技術講習を実施しています。

科目：タイプ 経理事務 病人介護 縫製 など

（ただし、科目は地域により異なります。）

期間：3週間～4週間

講習料：無料 なお、母子家庭の母等及び寡婦で所得が一定額以下の方に対しては、期間中、交通費（実費1往復1000円まで）と受講諸費（1日470円）が支給されます。

公共職業安定所

公共職業安定所では、母子家庭の母等・寡婦の求人の申込みや就職後の指導について相談に応じています。母子家庭の母等を雇用する場合、次の制度がありますのでご利用ください。

特定求職者雇用開発助成金

公共職業安定所の紹介により、母子家庭の母等を常用労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

月 額：賃金の4分の1。ただし中小企業は3分の1（雇用者1人につき）

期 間：1年

職場適応訓練

母子家庭の母等が職場や仕事になれるために、事業主に訓練を委託しています。訓練終了後は、通常引き続き雇用することになっています。

期 間：6ヵ月

委託料：月額17,000円（訓練生1人につき）

病気、不慮の事故、離別等により夫を失い、未成年の子供等をかかえた母子家庭の母や、寡婦（かつて母子家庭の母であり、現在子が成人した方）で、一家の生計の担い手として仕事につくことを希望している方のなかには、次のような方がいます。

- 今まで働いた経験のない方
- 長い間仕事から離れ家庭にいた方
- 別の仕事に変わる必要のある方
- より有利な安定した仕事につくために技能資格等を身につけたいという方など

これらの方々が仕事につくために、また、受入れていただく事業主の方々のために、労働省では、次のような窓口や制度を設けておりますので、ご利用ください。